

地域密着型サービス事業所 を整備する法人 **募集**

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
1か所 1ユニット(9人)
対象地域 三原市全域の住宅地、またはそれに準じる地域
応募資格 設備、人員など国の基準を満たし、今年度中に開設することができる法人

※地域密着型サービスは、地域との連携・交流を図るため、地域の理解や同意を得ることが必要です。整備計画に当たっては、事前に地域の代表者や住民などに説明を行うなど、十分な理解を得てください。今回、地域介護・福祉空間整備等交付金は利用できません。

申し込み・問い合わせ 13日(金)17時まで
提出書類(高齢者福祉課、市ホームページに用意)に必要な事項を記入し、高齢者福祉課(☎0848⑥6240 FAX0848④2130)へ持参してください

介護保険

介護保険には、低所得の利用者に対して、次のような利用者負担が軽減される制度があります。該当する人は申請書を提出して認定手続きをしてください。また、現在持っている認定証は、今年30日(月)が有効期限です。忘れずに更新手続きをしてください。

介護保険負担限度額認定証

施設サービスや短期入所サービスを利用するとき、所得段階に応じて食費と居住費(滞在費)が減額されます。

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

社会福祉法人が行う「特別養護老人ホーム」への入所や、「訪問介護」「通所介護」などを利用するとき、世帯の収入や所有資産、扶養状況など、一

定の要件を満たせば、利用者負担食費、居住費(滞在費・宿泊費)が減額されます。

特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証

平成12年3月31日の時点で、特別養護老人ホームに入所していた人(旧措置者)は、利用者負担、食費、居住費が減額されません。

※なお、「訪問介護等利用者負担額軽減認定」制度は、平成20年6月30日終了となりますので、更新および新規申請はできません。

問い合わせ先 高齢者福祉課 ☎0848⑥6240 FAX0848④2130



浄化槽に関するお知らせ

●浄化槽の設置・使用開始・変更・廃止などの手続き

4月から浄化槽に関する窓口が県から環境政策課に移りました。建築確認申請を伴う場合は、これまでどおり建築課などで手続きをしてください。

●浄化槽の適正管理

トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽は、正しく使用しないと悪臭の発生や環境の汚染につながります。浄化槽の機能を適正に保つため、浄化槽を設置している人は、浄化槽法により次のことが義務づけられています。

【保守点検と清掃】

専門業者による定期的な保守点検と清掃を、毎年法律で定められた回数以上を行い、その記録を3年間保存してください。

保守点検は、浄化槽の点検・調整などを行い、清掃は、浄化槽内に生じた汚泥を引き抜き、清掃を行います。

【法定検査】

指定検査機関による検査で、浄化槽が正常に機能し、生活雑排水が十分浄化されているかを確認するために不可欠なものです。必ず受検しましょう。

検査名	対象	回数	種類	指定検査機関
7条検査 (設置後の水質に関する検査)	すべての新設浄化槽	初回のみ	ガイドライン検査 (環境省が示した検査項目)	県環境保全センター (☎082-849-6411)
11条検査 (定期検査)	11人槽以上	毎年1回 5年に1回	効率化検査 (ガイドライン検査を一部軽減した検査)	県浄化槽維持管理協会 (☎082-546-2168)
	10人槽以下	5年に4回		

●小型浄化槽設置補助の手続き

4月から小型浄化槽設置補助申請が環境管理課から環境政策課に変わりました。補助の対象となる地域や補助金額などは、環境政策課に問い合わせてください。大和地域は、市が浄化槽を設置する制度があります。大和支所産業建設課(☎0847③0229)に問い合わせてください。

問い合わせ先 環境政策課(☎0848⑥6168 FAX0848⑥6199)